

経団連 事業報告等と有価証券報告書の一体開示及び一本化に関する調査 結果概要

2025年12月17日
一般社団法人 日本経済団体連合会
経済基盤本部

調査対象：経団連 経済法規委員会企画部会、会社法制検討WG
金融・資本市場委員会企業会計部会、資本市場部会
サステナビリティ情報開示タスクフォースの参加企業 計103社

回答社数：43社、回答件数：44回答（1社が部署別に2件回答した）

回答率：41.7%（43社/103社）

実施期間：2025年12月2日(火)～12月9日(火)

目次

<調査要旨>	1
<設問及び回答（抜粋）>	2
Q 1.	2
Q 2.	3
Q 3.	4
Q 4.	5
Q 5.	6
Q 4. 各社回答詳細	7
Q 5. 各社回答詳細	13

<調査要旨>

経団連は、法制審議会会社法制部会第4回（本年7月30日開催）において参考資料12「株主総会前の情報開示に関する要望」を提出し、第5回部会（8月27日開催）において、「有価証券報告書の総会前開示の進展を踏まえた規律の見直し」が議題として取り上げられた。

本アンケートは、第5回部会における部会資料5および議論を受けて、事業報告等と有価証券報告書の一体開示及び一本化に向けて、企業実務への影響を把握するために行うものである。

＜設問及び回答（抜粋）＞

（事業報告等及び有価証券報告書の開示事項の相違点についての見直し）

【前提】

現在、事業報告等と有価証券報告書の開示において重複が多い一方、細目において複数の相違点が存在している（法制審議会会社法制部会第5回の部会資料5 P.16 【参考図】参照）。そこで、事業報告等又は有価証券報告書の開示事項を見直し、【参考図】の事業報告等固有の開示事項である「B」の事項がない状態とすること（例えば、【参考図】の「B」の事項を、有価証券報告書の開示事項として「A」に含めること）が検討されている（以下この見直しを「相違点の見直し」という）。

なお、「相違点の見直し」により、次のような結果等がもたらされると想定される。

- ⑦ 有価証券報告書を作成しきえすれば、自動的にその書類は事業報告等でもあることとなる
- ⑧ これまで事業報告等として開示していた事項の一部（「B」の事項）が、有価証券報告書の開示事項に追加される

Q1. 「一体開示」をするとした場合、上記の「相違点の見直し」によって、開示業務の負担は軽減すると考えるか、選択式で回答を得た。

※「一体開示」をすることを全く検討・想定されない場合には回答不要とした。

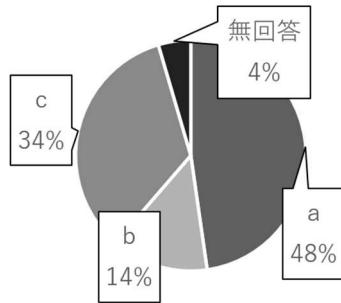
※スケジュールに由来する負担についてはここでは考慮せず、Q5にて回答を得た。

- a. 開示業務の負担は軽減する。
- b. 開示業務の負担は増加する。
- c. 開示業務の負担は軽減も増加もしない（現時点で判断がつかない場合、「一体開示」をすることを全く検討・想定しない場合を含む）。

回答状況

「a. 開示業務の負担は軽減する。」と回答したのは21件、「b. 開示業務の負担は増加する。」と回答したのは6件、「c. 開示業務の負担は軽減も増加もしない（現時点で判断がつかない場合、「一体開示」をすることを全く検討・想定しない場合を含む）。」と回答したのは15件と、開示業務の負担は軽減するを考える回答が比較的多い結果となった。

■ a. 開示業務の負担は軽減する。	21
■ b. 開示業務の負担は増加する。	6
■ c. 開示業務の負担は軽減も増加もしない。	15
■ 無回答	2



(事業報告等及び有価証券報告書の「一本化」)

Q2. 事業報告等に記載すべき開示事項をも記載した有価証券報告書（【参考図】の「A」「B」「C」全ての事項を記載した有価証券報告書）を株主総会の3週間前に開示する株式会社においては、事業報告等を作成しなくともよいものとすること（以下「一本化」という）が検討されている。

「一本化」によって、開示業務の負担は軽減すると考えるか、選択式で回答を得た。

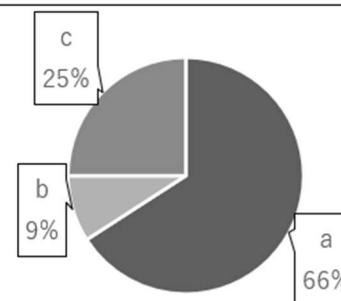
※スケジュールに由来する負担についてはここでは考慮せず、Q5にて回答を得た。

- a. 開示業務の負担は軽減する。
- b. 開示業務の負担は増加する。
- c. 開示業務の負担は軽減も増加もしない（現時点で判断がつかない場合を含む）。

回答状況

「a. 開示業務の負担は軽減する。」と回答したのは 29 件、「b. 開示業務の負担は増加する。」と回答したのは 4 件、「c. 開示業務の負担は軽減も増加もしない（現時点で判断がつかない場合を含む）。」と回答したのは 11 件と、こちらも開示業務の負担は軽減すると考える回答が多い結果となった。

■ a. 開示業務の負担は軽減する。	29
■ b. 開示業務の負担は増加する。	4
■ c. 開示業務の負担は軽減も増加もしない。	11



(「一体開示」と「一本化」の負担感の度合い)

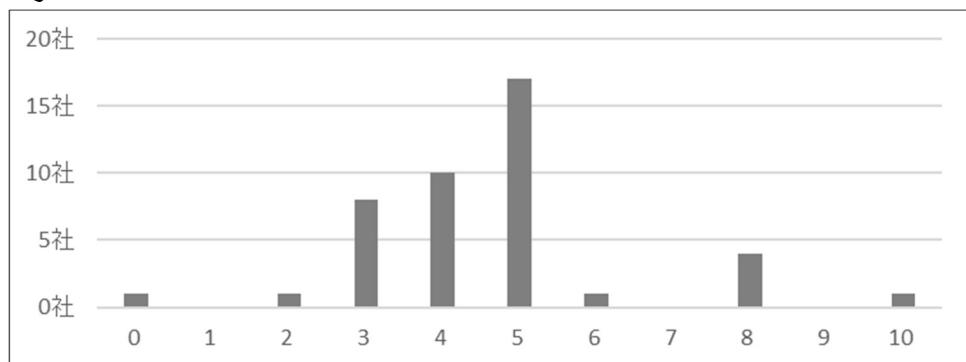
Q3. Q1とQ2の開示業務の負担増減について、増減度合いがどの程度と考
えるか、基準を「5」とし、負担軽減が大きいほど「0」に近づき、負担増加
が大きいほど「10」に近づくとして数値で回答を得た。
※該当なし、軽減も増加もしない、現時点で判断がつかない場合には「5」と回答し
てもらった。

回答状況

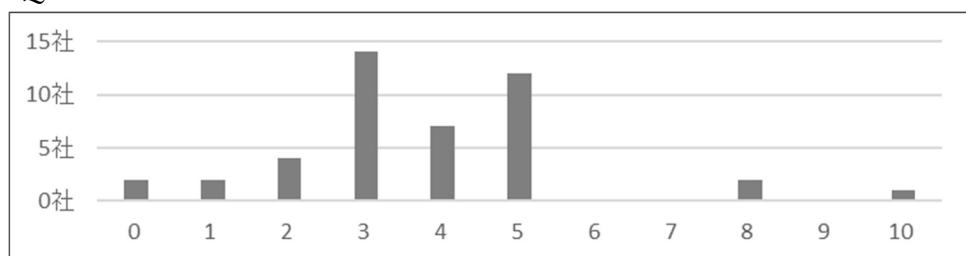
Q1の場合は平均4.6（回答43件）であり、Q2の場合は平均3.8（回答44件）
となった。Q2の「一本化」のほうがより開示業務の負担軽減につながると考
えている企業が多い結果となった。

なお、「6」以上の数値で回答した企業の意見としては、初年度対応における一時的な負担増加や、現行のスケジュールより早期の開示になることを総合的に勘案したものであった。

Q1の場合における開示業務の負担増減度合い



Q2の場合における開示業務の負担増減度合い



(一本化に併せた会計監査の一元化)

Q4. 「一本化」による監査の効率化については、日本公認会計士協会をはじめ要望があるところ、法制審議会会社法制部会第5回の部会資料5においては、会計監査の一元化についても指摘がある。例えば、会計監査人が「一本化」後の有価証券報告書について金商法監査を行った場合には計算書類に対する会社法監査を不要とする（なお、事業報告等固有の記載事項については金商法監査に含まれることとなる）ことが考えられるが、このような見直しは実務及び費用の観点で負担軽減となりそうか、自由記述形式で回答を得た。

回答の要旨

会計監査人が「一本化」後の有価証券報告書について金商法に基づく監査を行った場合には計算書類に対する会社法監査を不要とする見直しがされた場合、下記のような理由により実務及び費用の観点で負担軽減になる可能性があるとの回答が多くみられた。

- ・「一本化」により、従来の会社法監査における意見形成プロセスが不要となることは、係るプロセスにおける監査作業・対応が不要となる他、経営者確認書・監査報告書等に関する会計監査人・監査役等との相互確認を一本化でき、社内外のコミュニケーションの効率化につながる。
- ・開示書類が複数あることによる転記・整合性検証作業が削減されることは、係る作業における工数の削減、書類間の不整合が生じるリスクの回避にもつながる。

一方で、下記のように負担はあまり変わらないとする回答もみられた。

- ・有価証券報告書における開示項目全体の合理化が実現されず、それに伴い監査対象範囲が整理されないままでは、負担はあまり変わらない。
- ・会社法監査と金商法監査は不可分な領域が大半であり、会社法固有部分の費用は限定的である。

その他、負担増への懸念や、留意すべき事項を指摘する意見もあった。

- ・仮に株主総会の3週間以上前に有価証券報告書の監査を完了させるとすると、業務の大幅な前倒しが必要であり、日程の過密化による業務負担増加が考えられる。
- ・（日程の過密化等により）会計監査人の負荷が増えるのであれば、それに伴って企業の費用負担は増える可能性がある。
- ・移行期においては一時的に実務負荷が増えることが見込まれる。
- ・監査役監査などの会計監査以外についても整理を進める必要がある。

(一体開示又は一本化の場合のスケジュール)

Q5. 「一体開示」「一本化」のいずれの場合であっても、併せて株主総会の日程を後ろ倒ししない場合には有価証券報告書の作成・提出時期が早まることが想定される。この点、実務上の負担感、課題、或いは早期作成・提出を実現するために必要なことについて、自由記述形式で回答を得た。

回答の要旨

仮に事業報告等と有価証券報告書の「一体開示」「一本化」により制度上・文書上の重複がなくなったとしても、現状の株主総会の日程のまま株主総会の3週間前に開示することは実務上非常に困難である、今の体制では不可能である、という回答が44件中30件以上あり、多数であった¹²。

そのため株主総会の3週間前開示を実現するには株主総会の日程を後ろ倒しするしかないという意見が複数見られた。

一方で、下記のような理由で後ろ倒しは難しいとする意見もあった。

- 有価証券報告書の株主総会前開示についての投資家ニーズが必ずしも存在していないにもかかわらず、大きな負担をかけて株主総会日程を変えることへの躊躇がある。
- 会社法の改正や一般株主の理解等も醸成した上での株主総会の実施時期の変更（定款の変更も前提となる）については法令改正、定款変更により実務的な対応はできると思うが、日本における慣行についての株主理解はすぐには進まないと思われ、相応の周知期間などが無ければ会社側に対応負担が生じるリスクがあると考えている。
- 6月下旬の株主総会を前提とし、7月1日に全社的な人事異動を行っていることから、株主総会を後ろ倒しするかは、年間の人事サイクル（≒年間の事業サイクル）とも関係する問題となり、総合的な検討が必要になる。

早期作成・提出を実現するために必要なこととしては、有価証券報告書の開示内容の見直し、スリム化を望む意見が多かった。また、早期作成・提出のためには、株主総会準備の負担軽減も必要であり、そのためには、事前の議決権の行使により株主総会の決議があったものとみなす制度の創設や株主提案の議決権300個要件の廃止、株主提案権の期限の見直し等が不可欠であるとの意見も見られた。

¹ 1社のみ、作成プロセスや内部レビューの効率化により、株主総会の日程は維持したまま早期開示することは一定のハードルはあるものの実現可能な取り組みであると回答した。

² 現状の実務でも厳しいことに加え、今後対応が必要となるステナビリティ開示等、有価証券報告書の開示内容がさらに拡充することを踏まえた懸念の意見が多数みられた。

Q4. 各社回答詳細

※「現時点では判断はつかない」など個別回答として掲載するまでの情報ではない回答は除外している。

- ・負担軽減となることが期待される。
 - ・公認会計士監査の工数減少はあるだろうが、監査役監査の対象範囲など難しい問題が発生すると考える。
 - ・金商法監査に一本化されるなら、会社法監査（計算書類）の重複監査が不要となり、監査計画・実査スケジュールの重複解消、監査報酬の合理化に資する可能性があるのではと考える。
 - ・スケジュールに由来する負担について考慮しない場合においては、会社法監査・金商法監査と分けて対応する必要が無いため、実務負担は軽減すると見込む。ただし監査委員の会社法上の監査義務が「一本化」を行った場合はどのように整備されるか等、法改正に伴う適切な案内が企業側に通知され混乱なく導入されることが前提となる。費用の面では、会社法固有の費用は限定的（金商法と不可分な領域が大半）であり、費用削減効果はほぼ無いと見込む。
 - ・監査を受ける内容に大きな違いはないため、実務及び費用負担の観点からも軽減されることはないと考える。
 - ・会社法監査を不要とできても、金商法監査を総会3週間以上前の有報提出に向けて前倒しをするならば、負担は増大することはあるが、軽減することにはならないようと考える。
 - ・一定程度の負担軽減。これを機会として開示/監査項目の削減を図ることで効果見込まれる。
 - ・大変ありがたく感じる。短信と計算書類の間が短く、会社法監査は企業と会計監査人の双方の負担となっている。
- また合わせて、監査役監査などの会計監査以外についても会社法を整理し、軽減していただけるとありがたい。
- ・当社では、監査法人との間の監査契約で金商法監査と会社法監査等に対する報酬を定めている。会社法監査を不要とすれば、監査法人に確認依頼するなど

の実務の負担軽減となり、報酬額を減らすことで費用の負担軽減にもなると思われる。

・会社側も事業報告書と有価証券報告書のそれぞれにおいて会計監査対応を行っているので、会計監査が一元化されることにより会社側の実務負担も軽減されると想定されるし、それに伴い監査費用も軽減されると思われる。

・会計監査に対する提出会社側の対応、例えば金商法監査および会社法監査の監査意見を発行するための経営者確認書の提出などの手続きが一本化される場合には、実務上の負担が軽減されると想定される。

・会計監査人による監査を金商法監査に一本化し、計算書類に対する会社法監査を不要とする見直しについては、総じて実務負荷・費用負担の軽減につながる可能性が高いと考える。一方で、移行期や監査範囲の整理等で一定の留意点が想定される。

<負担軽減が見込まれる理由>

①監査作業の二重構造が解消される(コミュニケーションコストも減少)

②監査報酬の抑制が期待される

③開示書類の整合性チェックがなくなる

④開示書類のマネジメントレベル含む社内決裁の削減

<負担軽減効果を左右する留意点>

①「事業報告等固有の記載事項」の監査範囲の明確化

②移行期における実務負荷(但し、2年目以降は確実に軽減効果は生じる)。

・金商法監査のみで会社法監査不要となれば監査対応・費用の負担軽減につながる。

・スケジュールに由来する負担について考慮しなければ、金商法監査に一本化されることになるので負担軽減につながるものと考える。

・実務および費用の双方の観点から、負担軽減になると考える。現状、計算書類（会社法）と財務諸表（金商法）は実質的に同一の内容であるにもかかわらず、それぞれに対して監査報告書を受領するプロセスを経ている。これが一本化され、金商法監査のみで充足されることになれば、以下のメリットが想定される。

・会計監査人や監査役会とのコミュニケーションコストが減少する

・重複する監査手続が排除されることにより、監査報酬の抑制効果が期待できる

・監査対象書類が一本化されることで書類間の不整合が生じるリスクが低減される

・一本化しても、結果として開示すべき事項が今と変わらないのであれば、監査対象も同一であり、実務や費用の負担が軽減するとは思わない。

・抜本的な法制度の改正により、一本化が可能となった場合には、負担軽減となる見込み。（現行の法制下で、株主総会3週間前一本化は実務上不可能。）

金商法監査の監査対象に事業報告等固有の記載事項を追加して会社法監査が不要となるのであれば、監査工数、企業側の監査対応も減少する見込。また実務としては、会社法・金商法それぞれで実施している経営者確認書・監査報告書等に関して、監査法人・監査等委員会との相互確認を一本化でき、負担軽減につながる。

・「一本化」により、会社法の決算書と、金商法の財務諸表について作成ルールを統一し、その監査も一度で済むようにするのであれば、経理側の作成と監査対応にかかる負担軽減につながる。

・実務及び費用の両観点で負担軽減となると思う。双方の開示書類で重複していた内容がなくなれば、会社側の転記・整合性チェック等の実務負担及び監査人の監査時間も削減できるため。

・有価証券報告書のスリム化を達成したうえでなければ、かつ、事業報告固有の記載事項について金融商品取引法監査に含まれるのであれば、負担・費用は軽減しないと思われる。

・一本化により、有価証券報告書監査としては前提の参考図B部分が範囲増加となるが、実質的に会社法計算書類・連結計算書類に係る一連の監査手続が不要となる為、全体的には工数減少となり監査費用面では一定程度の負担軽減が見込まれる。一方で、現状総会日（6月下旬）を前提に3週間前に有価証券報告書監査を完了させるには業務の大幅な前倒しが必要で、日程の過密化による実務負担増加が考えられる。

更に、当社では英文有価証券報告書についても英文監査報告受領の上和文と同日に開示しているが、英文監査対応が大幅に前倒しになる点も日程過密化に繋がり実務負担増加が考えられる。

・会社法監査が不要となれば、実務、費用の観点で負担軽減になりうる。

・「一本化」後の有価証券報告書について金商法監査を行うことで、会社法計算書類等に対する会社法監査を不要とする見直しについては、監査範囲や手続が適切に整理されることを前提に、実務・費用の両面で負担軽減が見込まれると考える。

・監査の一元化により、「監査計画・スケジュールのシンプル化」「監査人とのコミュニケーションの効率化」が期待される。一方で、監査の一元化を理由として監査の深度・範囲が過度に拡大し、結果的に監査報酬や社内対応負担が増加することは望ましくない（本末転倒となる）ため、監査対象範囲、経営者・監査役等の責任との関係

について、制度設計時に整理されることが肝要。

- ・実務負担及び費用の観点で軽減する。実務負担に関しては会社法監査に係る連結・単体計算書類の監査対応、監査スケジュール調整などの負担が軽減する。費用に関しても事業報告に係る開示書類の監査業務、監査報告書の作成、経営者確認書の作成など監査工数の軽減が見込まれるため、監査報酬の観点からの費用は軽減する。
- ・重複監査の排除は必須。ピーク時の負担が極端に増加することに懸念あるが、監査法人とのコミュニケーションが一元化されるなど、全体としては負担軽減になると考へる。
- ・会社法と金商法とそれぞれ監査する必要がなくなれば費用は減になりうる可能性があるが、監査にかかる準備のコストはほぼ変わらないだろう。
- ・実務作業及び費用の観点で負担軽減が見込まれる。具体的には、会計監査人視点で、「事業報告等と有価証券報告書との整合性チェック時間」および「会社法の監査意見形成プロセス」が削減されることで監査時間が減少するため、監査報酬も減少すると見込んでいる。また、当社視点でも会計監査人とのコミュニケーション工数が削減されるため、当社の実務作業の負担も軽減されると考へる。
- ・事業報告書で監査対象となった情報や資料に対する監査手続は、有価証券報告書に対する監査手続も兼ねて実施しているという理解である（基本同じ資料を二度提出しない）。そのため、全体として開示すべき情報量に大きな差が生じないのであれば、「一体化」によって実務負担が軽減されることを期待しにくいと考えている。
- ・実務及び費用の負担が軽減する可能性がある。
- ・総会の3週間前までに一本化書類の開示が必要ではないという前提で考えると負担減になると考へる。会計監査人の負担減にもなると思うので、費用も軽減されると思う。
- ・「一本化」により、金商法監査と会社法監査が統合され、計算書類に対する会社法監査が不要となる点は、監査手続の重複解消につながり、実務面・費用面の双方で負担軽減が見込まれると考へる。

現在は、同一内容について金商法監査と会社法監査でそれぞれ手続きが実施されており、監査人・会社双方において調整や資料対応が二重化する場面がある。「一本化」により監査対象が一元化されれば、監査手続の効率化、スケジュールのシンプル化、社内外のコミュニケーション工数の削減が期待できる。また、事業報告等固有の

記載事項も金商法監査の範囲に統合されることで、監査範囲の明確化と監査調書の簡素化が進み、結果として監査費用の適正化にも寄与すると考える。

- ・会社法監査と金商法監査の監査報告書をそれぞれ受領しているものを一度にできるようになると、監査対応実務及び社内手続きは簡便化できる。
- ・費用面でも、事業報告と有価証券報告書の整合性の確認等については少なくとも不要となり、社内及び監査法人の作業時間を削減できると想定される。
- ・会社法監査、金商法監査の手続きが集約されるのであれば、会社側の監査対応実務および監査費用それぞれにおいて負担軽減につながると考える。
- ・会計監査人の負荷が増えるのであれば、それに伴って企業の費用負担は増えるのは。
- ・監査における会社側の対応としては一定の負担軽減にはなると思われる。ただし、重複する内容も多いため、一本化で見込まれる負担減少全体のうち、監査の一元化に起因するものはそれほど多くない見込み。
- ・監査検討項目が変わらないのであれば、監査日程が短縮になることがあったとしても実務負担の軽減にはならず、むしろ会社側・監査側でも負担増になる可能性が想定される。開示項目をさらに簡素化する等、実務の負担軽減の検討が必要ではないかと思われる。
- ・実務の観点では、事業報告等と有価証券報告書で重複した内容を確認する負担が軽減すると思われる。一方、費用の観点ではどの程度負担軽減になるかは不明。
- ・実務負担は全体でみると軽減されるものと推察するが、スケジュール次第では一定期間の負担が企業・会計監査人双方で増加する可能性がある（当社の場合、有価証券報告書を現状6月下旬に提出しているが、5月末までに金商法監査を受ける書類を提出するスケジュールの場合、従来比で約3週間作業が前倒しになる関係上、作業や社内レビュー・コミュニケーション、監査対応も前倒しする必要があるため、従来6月に作業を実施していたものが5月に集約されることを考えると、5月中の負担が大幅に増える認識である）。費用の観点では、開示に関する監査手続が一部なくなることから、負担が軽減されると推察する。
- ・金商法監査に一本化された場合、会社法監査における経営者確認書作成、後発事象の確認、監査報告書受領等の事務手続きの負担軽減は見込まれるもの、事業報告等固有の記載事項が継続されるのであれば、会計監査そのものについては従来と変化は

ないものと考える。

- ・会計監査人が「一本化」後の有報について金商法監査のみを行うことになるのであれば、実務及び費用の観点で負担軽減になると見込まれる。ただし、統合に向けての初期対応には追加負担が生ずると見込まれる。
- ・会計監査人による金商法監査と会社法監査が一元化されることで、監査手続の重複解消、証憑依頼や問い合わせ対応の効率化、監査報酬の抑制効果などが期待でき、実務・費用の両面で一定の負担軽減が見込まれると考える。
- ・監査の回数が少なるなることは実務負担の軽減につながるものと考える。費用軽減については、弊社の監査法人に伺ったわけではないため、現時点不明である。

Q5. 各社回答詳細

- ・特に IFRS に移行すると収集すべき子会社の情報量が増大することが懸念される。有報で必要な子会社の情報を限定的にすることなどが必要である。
- ・現行の有価証券報告書の作成業務に劇的な短縮化は望めず、サステナビリティ基準の新規導入を勘案すれば、株主総会の後ろ倒しなど日程で調整するしかないと思われる。
- ・会計監査のスケジュールの早期実施や、SSBJ 対応となった場合の早期非財務データ収集や監査対応が課題
- ・有価証券報告書の作成・提出時期を早めることについては、3月決算であることから、作業を早め、ドラフトを早期に確定し、役員関連記載事項の調整等を早め、監査人レビューも急ぎ、社内会議体を早めに設定することが必要になるが、労傾が多大となり、実現は困難と考えている。株主総会日程を後ろ倒しすること以外に有効な方法は、現状見出せない。
- ・「一体開示」「一本化」のいずれの場合であっても、実質的に現行の有価証券報告書対応の作業を、株主総会の3週間前までに終わらせる必要があると理解している。フェアディスクロージャーの観点から英文開示も同時に使う必要性とも併せて、早期作成・提出の抜本的な対応策として捉えることが難しい。
- ・実務上の負担感：大きい
(短期間での情報収集、数値作成、記載内容の検討、関係者との調整を行う必要があるため)
課題及び早期提出のために必要な事項：
 - ・取りまとめ部門のみではなく、関係部門の意識や知識を高めること。
 - ・必要な情報へのアクセスをより効率的に行うための体制整備（システム整備、子会社との連携等）
 - ・各種会議体や関係者の日程調整
- ・有価証券報告書の内容拡充（特にサステナビリティ開示）が予定されながら、作成・提出時期を早めることが求められることに矛盾が存在するように思われる。
- ・そもそも、議決権行使のうえで会社法開示に足りない情報があるのであれば、会社法開示書類の拡充・充実によって解決すればよいのではないか。すなわち、有価証券報告書の株主総会前開示の現実的な投資家側のニーズをそもそも欠いているのではないかという疑問があり、また、投資家側も有価証券報告書を議決権行使処理に活用で

きるリソースも方法も欠けている。株主総会の3週間以上前にあっても真に有価証券報告書の提出が必要とされているのか疑問である。有価証券報告書は投資判断の材料であり、議決権行使のうえで会社法開示に足りない情報があるのであれば、会社法開示書類の拡充・充実によって解決すればよいように考える。

・なお、株主総会の日程を後ろ倒しが拡がらない背景としては、そのような投資家ニーズも必ずしも存在していないにもかかわらず、大きな負担をかけて株主総会日程を変えることへの躊躇があるように思われる。

・さらに、社内及び監査法人のリソースの問題も存在している。有価証券報告書の実質的取り纏め部署である経理部門は5月頭までは決算発表の準備に忙殺されており、有価証券報告書の実質的な作成期間は決算発表後～6月中旬ごろの実質1か月程度しかない。この期間ですべての会計注記作成及び他部署からの全原稿取り纏め、4次に亘る全員チェック、監査法人の確認、社内説明をこなさねばならず、人員削減・働き方改革の中で繁忙感は増す一方となっている。このうえ、現ボリュームを維持したままで有価証券報告書提出前倒しとなれば、とても現場が保たないと感じている。また、リソース不足は監査法人も同様で、監査の前倒しについては明確に拒否されている状況。有価証券報告書の内容を抜本的に減らす等の方策を講じない限り、前倒し提出は難しい。

・株主総会の日程を変更せずに、有報の提出時期を前倒しすることには限界があるものと思う。特に、SSBJへの対応を目前に控えるサステナビリティ開示については、第三者保証の取得も含めた3週間前の提出は現状では実質的に不可能と考えている。

・対応方法としては、①会社法の改正や一般株主の理解等も釀成した上での株主総会の実施時期の変更（定款の変更も前提となる）を行うか、②サステナビリティ開示も含めて有報を5月中旬に開示できるような態勢を構築するか、③サステナビリティ開示等のみ提出タイミングを変更するか、といった点となるが、①、②ともにハードルはあるものと思う。

・①については法令改正、定款変更により実務的な対応はできると思うが、日本における慣行についての株主理解はすぐには進まないと思われ、相応の周知期間などが無ければ事業法人側に対応負担が生じるリスクがあると考えている。

・②については、セーフハーバールール等も検討されうると思うが、当該ルールがあるとはいえ、内容に疑義などが生じうるものを開示することは上場企業として難しく、結果的に担当者の負担が大幅に増加することになる、という結果となるリスクが高いものと思っている。

・有報開示事項の大幅な削減。非財務等は事後の統合報告書等で任意開示。

・負担は極めて大きいが、一方で株主総会の後ろ倒しは経営への影響が大きく非現実的と考えている。早期作成・提出には、現在のすべての情報を有報に入れこむという

総花的なアプローチを止めて、非財務情報をスリム化して、作成負荷の軽減が不可欠であると考えている。

・現状の当社の実務のように6月下旬に定時株主総会を開催するとなると、有価証券報告書を株主総会の3週間前に開示することが実務上困難であるため、株主総会日程の後倒しとセットで検討する必要があると考える。

そのためには基準日変更のための定款改正が必要となるが、株主総会日程を後倒している会社は少ない理解であり、株主の理解を得られないことを懸念している。総会開催日の後倒しによる総会3週間以上前の有価証券報告書の開示を容易にするための施策の実施等に期待する。

・有価証券報告書の作成・提出時期を3週間程度早める場合には、人員不足が懸念される。年度決算においては、既に相当程度の残業や休日出勤を織り込んだうえでのスケジュールのため、これ以上は追加に採用をして人員を確保するしかないと思われる。仮に採用するとしても、同様の対応を他社も行うことを考えると、採用活動も難しくなると思われる。

昨今は、有価証券報告書の開示拡充により、従業員の状況、サステナビリティに関する考え方及び取組、コーポレート・ガバナンスの状況等非財務情報の開示量も増加しているため、経理部のみならず社内のさまざまな部署への工数増が懸念される。

早期提出を実現するためには、やはり株主総会の日程を後ろ倒しする等の対応が必要になるかと思う。

・現状では有価証券報告書の開示事項が事業報告等と比較して多いことから、作成・提出時期の早期化により、実務上の負担は大きくなると想定される。

既存の開示事項の作成に加え、有価証券報告書で開示事項の拡充や保証が求められることになるサステナビリティ関連開示への対応が課題になると想定される。また、弊社の場合は有価証券報告書に加え、20-Fの開示書類を作成していることから、両開示書類の同日開示の方針のもとで対応する必要がある。

一定程度の提出期間の短縮であれば、社内リソースの拡充や既存開示作成手続きのスケジュールの調整などで対応できるが、有価証券報告書の開示内容の適正性の確保や、投資家への説明責任を担保するためにも、現状では株主総会の3週間前の開示は困難であると考えられる。

さらに、サステナビリティ関連開示に関しては、保証手続きなどの保証に関する制度が不明瞭な状況となっており、これらの制度が明瞭にならない限り、有価証券報告書の提出の早期化を議論することは時期尚早とも考えられる。

有価証券報告書の提出を早期化するために株主総会の日程の後ろ倒しなどの対応案が検討されているが、事業報告書等の開示項目が会社法で定められた株主総会を目的としたものとして定められている点も含め、投資家目線に立ち株主総会のためにどう

といった開示が必要かをご検討いただきたい。

・新株予約権等の状況に関し、開示項目が多く、スリム化が必要であると考えている。また、開示布令の「有価証券報告書の提出日の属する月の前月末現在における当該事項を併せて記載すること」という記載のため、6月初旬の有報提出が実務上困難となっている。また、自己株式の取得状況に関し、開示布令上は「事業年度の末日の翌日から報告書提出日までの期間における自己株式の取得等の状況について記載すること」という記載であり有報提出日を前倒す場合の基準日に関しては、上述の株式等の状況と併せ整理する必要がある。

事業報告と有価証券報告書の一体開示は、内容の差異項目をなくしたとはいえ監査対象資料が2つ存在することになる。その点、一本化が実現できれば作成する資料も一つになることから提出の早期化に大きく寄与するものと考えられることから大いに期待したい。

さらに、これらの論点は個別論点にとどまらず、開示文書全体のスリム化を進めることが今後不可欠であると考える。全体の構造を見直し、重複・冗長な項目を整理することが、早期提出の実現性向上にもつながる。

・株主総会の日程を後ろ倒ししない場合、有報を総会3週間前に提出することは困難。一体開示・一本化の実現には総会日程の後ろ倒しが広く受け入れられる必要があります。

- ・有報の早期作成・提出を実現するために必要なこと
- ・開示改正内容の早期確定（企業側の開示準備期間を十分設ける）
- ・記述の定義・様式・記載内容の統一（書類間での微妙な違いをなくし完全一致させる）
- ・記載事項の削減・簡素化

・現状、有報の法定提出期限は期末日後3ヶ月以内とされており、その前提で制度や記載事項の設計、運用がなされていると思慮する。現制度下における非財務情報の拡充等は、明らかに有報作成・監査の負荷を増加させ、例えば2段階開示等は、その負荷を軽減させるための措置と考えている。こうした取り組みの中、一方で有報の提出期限を事実上約2ヶ月程度とする場合は、企業努力による前倒しでは限界があり、それを前提とした制度や運用方法、記載事項について抜本的な再設計・再整備が必要と考える。

・現状の「決算日から3ヶ月以内に定時株主総会を開催する」という慣行・スケジュールのままである限り、一本化されたとしても、有価証券報告書を総会3週間前に開示することは、実務上極めて困難。現在でも決算発表から事業報告や有価証券報告書

の作成作業に負われ、これ以上の早期化を行う余地は物理的はない。この中でさらにサステナ開示も予定されている。有価証券報告書の総会前開示を実現するためには、総会開催時期の後ろ倒しを可能とする法的・実務的環境の整備に加え、実務界全体として「総会開催日の分散化・後ろ倒し」を許容するコンセンサス形成も重要。いずれにしても、開示期限のみを早める議論は、実務の実態と乖離しており、形式的・拙速な一本化・早期化は企業の開示品質を低下させる懸念があることを強調したい。

・一体開示でも、一本化でも、事業報告等と有価証券報告書に記載すべき事項が変わらない（有価証券報告書については、サステナビリティの開示範囲が拡充することも決まっている）状態で提出時期だけ早まるのは、総会準備もある中で作業スケジュール調整がより難しくなる。事業報告等と有価証券報告書、またコーポレート・ガバナンス報告書における法定・任意の整理と合理化が先決と考える。

・現行の法制下で、株主総会3週間前的一体開示・一本化は実務上不可能。会社法改正（事業報告提出期限の緩和、株主提案期限の見直し、基準日から株主総会開催日までの期限延長等）、今後のサステナ開示を踏まえた有報の開示事項削減等、抜本的な法・制度の改正が必要。

・早期作成・提出のためには株主総会準備の負担軽減も必要であり、そのためには、事前の議決権の行使により株主総会の決議があったものとみなす制度の創設や株主提案の議決権300個要件の廃止、株主提案権の期限の見直し等が不可欠である。

＜株主総会3週間前の有報開示が実務上困難な理由＞

年度決算業務、事業報告作成、有報作成、各監査対応、株主総会準備を3か月以内に完了するために、高い実務負担が3か月間継続し、株主総会直前までの対応を余儀なくされている。これ以上の前倒しについては、親会社・グループ会社で当該3か月間の対応のために臨時要員を大量に雇用・配置する必要があるが、各業務は専門性が高く、こうした専門人材を3ヶ月だけ大量に抱えるのは現実的ではない。また現状の負担に加え、今後はサステナビリティ開示・保証業務が拡充されるなど、さらに3か月間の実務負担は増加することが想定される。

また、当社は英文有報の開示に和文有報の開示後2か月程度後要しているが、一体開示・一本化した場合は、海外機関投資家の要請に応じるために和文有報と同時に株主総会の3週間前に開示することとなり、実務負担が大幅に増加し、作成が困難となる。

・「一体開示」「一本化」のいずれの場合であっても、併せて株主総会の日程を後ろ倒ししない場合には、有報の作成・提出時期が3週間も早まるので、従来よりも、作成にかけられる日数が大幅に減少してしまうことになり、特に経理側の資料作成と監査対応が提出希望日に間に合わないことになる。これを回避するためには、単に「一本化」、「一本化」をするだけではなく、大幅な記載内容の見直し・絞り込みをする

必要がある。

・有報の提出が早まる場合、サステナビリティ開示自体もそうだが、第三者保証が義務付けられると、提出に間に合わない可能性が懸念される。（前年の情報で許容されるならよいが。）

・有報のみに記載している連結税効果注記について、作成期間が短くなることが懸念される。

・有報内に記載するのではなく、HP 上に類似内容を開示している場合は参照形式にする等の大幅な簡略化を許容しない限り、早期作成・提出は困難と思われる。単に一本化しただけでは、早期開示により逆に負担が増す。投資家にとって早く知りたい情報とそれ以外で峻別し、異なるタイミングでの開示を実現するべき。合わせて有効活用されていない情報についても広く意見を集めるべき。

・有報開示会社は大小様々な会社があるが、大企業からだけではなく幅広い会社からの意見をフラットに収集し、かつそれらの意見を反映することが必要。

・株主総会の後ろ倒しは、企業経営や競争力確保の観点から、現実的に取りうるベストな選択とは考えにくい。またスリム化を実現しないままの有価証券報告書の開示を早期化することは、今後のサステナビリティ情報開示の拡充などを考慮すれば、非常に困難である。

株主総会の招集通知（計算書類等）ではなく、有価証券報告書にのみ開示があるものを具体的にあぶり出すことが必要（1億円以上の役員の報酬、政策保有株式銘柄別等？）

まず、有価証券報告書のスリム化の徹底（人的資本の開示拡充の見直し（特に連結会社別開示の中止、SSB J基準以外の有価証券報告書への開示の抜本的見直し、ASB J議論も含めて個別財務諸表の開示撤廃はASB Jから変更）

現状では、有価証券報告書の2段階開示（1段階開示：財務諸表関連（後発事象の対象）、2段階開示：財務諸表関連以外で後ろ倒しとなるもの（後発事象の対象外）を継続することが現実的な手段である。

・近年、有価証券報告書の開示拡充傾向が続いており、今後もサステナビリティや人的資本情報の充実化等が予定されているが、情報集約に一定の時間を要する項目が多く、有価証券報告書提出時期の前倒し余地は限定的であり、現状の株主総会日（6月下旬）の3週間前開示とする場合は相当な実務負担増が見込まれる。また、当社では英文有価証券報告書も和文と同日開示しているが、原稿最終化はどうしても和文の後追いとなる一方、英文も監査報告書発行の為海外監査人レビュー対応も必要なため、一連の対応によって一層の実務負担増・有価証券報告書提出前の日程過密化が想定される。

・当社はIFRS適用だが、IFRS連結財務諸表注記を現状ベースの総会3週間前に開示

するには、元資料収集や監査対応等の大幅な前倒しが必要であり、連結決算や決算発表等と業務重複する事からも、現行の枠組みに基づき総会3週間前開示は困難と考える。

・早期作成・提出を実現する為には、例えば提出会社単体情報の一層の削減・簡素化や、東証やEDINET等で公表済の情報と同一情報の参照の許容、提出日現在情報・株主総会決議後の予定情報の整理等を通じた負担軽減が必要と考える。

・事業報告等と有価証券報告書の「一体開示」、「一本化」を実施したとしても、現行の有価証券報告書の分量が維持されるのであれば、スケジュール的な観点で総会3週間前の有価証券報告書提出は困難。

・現状、決算の締め作業、決算短信公表後、1か月程度で有価証券報告書を作成。

提出時期が前倒しとなった場合、決算の締め作業と有価証券報告書作成等を同時に進める必要があり、業務負担が一時期に集中することが予想される。当社の場合、有価証券報告書は事業報告書の約3倍の分量があることから、事業報告等の作成が不要となつたとしても、現行のリソースでは対応が難しい実務負荷の増加・集中が発生し、決算を含む体制そのものの見直しが必要。

・実現するためには、企業側の自主的な体制見直しに頼るだけでなく、有価証券報告書そのものの分量軽減についても検討が必要。また、結果として、企業側での追加のコスト負担を求めるのであれば、有価証券報告書での開示情報の投資家における使われ方も含めて議決権行使や投資判断に真に必要な情報について、確りと説明できるような開示制度とするべきではないか。

・株主総会の日程を後ろ倒ししない場合、「一体開示」「一本化」いずれの場合であっても有報の提出時期を大幅に早めることが必要となり、負荷やエラーのリスクが高くなると言わざるを得ない。この場合、決算発表の準備と開示、監査、招集通知開示、株主総会準備、有価証券報告書開示など、一連の通期決算作業の一極集中度合いがさらに強まるおそれがある。有価証券報告書の早期提出をとりまく議論では、内容面のスリム化も含めて当局にて検討されていると理解をしているが、スリム化の観点では、「決算短信」も加えて重複を解消できる点がないか、併せて検討されることを期待する。

・「一体開示」「一本化」のいずれかを行い、且つ株主総会の日程を後ろ倒ししない場合、以下のような点を課題と考えている。

・SSBJ基準に基づくサステナ開示及び保証対応（情報収集・保証取得スケジュールがタイト）

・有報（英文訳）の同日開示による負担感

・社内報告・決裁スケジュール

・取締役会・監査等委員会の開催日程

- ・多量の注記情報を短期間で作成する負担（決算短信や決算発表資料等の作成時期と重複）→注記情報の削減必須
- ・監査対応（監査人側の業務負荷も増加すると推定）
上記課題を早期提出のみで解決することは困難を伴うと考えられることから、一体開示・一本化にあわせて、株主総会開催日に関する現状の会社法の規定（議決権基準日から3か月以内の開催）の改正を希望する。（例えば、議決権基準日から4か月以内の開催とする等）。
- ・一体開示、一本化を行ったとしても、【C】の原稿作成がなくなるわけではない、また一本化をもって作成スケジュールが前倒しできるものではなく、有価証券報告書作成・提出の早期化に寄与するものではない。あくまで、有価証券報告書作成・提出の早期化が実施できた際の効率化策の位置づけと思料
- ・本来の目的である、「議決権行使に必要な情報を投資家に対して3週間前までに開示」するためには、現在の事業報告の項目に、投資家が必要とする必須項目（政策投資株式等）のみ追加することで早期開示に努め、有価証券報告書は事業報告の内容も網羅的に記載するコーポレートレポートとする方が現実的ではないか（【C】の一部を【B】に組み込む）
- ・早期提出に向けて、必要データ・情報の事前収集により数値以外の原稿を予め作成する方法も考えられるが、直近の決算結果により投資家とコミュニケーションを行いその結果を踏まえ作成する経営方針・対処すべき課題等の項目もある。数字が確定した段階で入力するだけのフォームでは以前のボイラープレートに戻ってしまう懸念がある
- ・有価証券報告書作成には詳細な情報収集とデータの整理が必要となり、提出時期が早まることで、これらの作業に対する時間的制約が厳しくなり、担当者の負担は増加する
- ・短期間での作成は、データの正確性を確保する上での課題となり、過誤や不備が発生するリスクが高まる
- ・早期提出かつ従来通りの適切性・適正性を確保するためには、内部統制の効率化も必要。新たな内部統制の仕組みを検討することが必要となる
- ・現状では、計算書類作成タイミングが年間を通じて最も繁忙時期となっており、さらに有価証券報告書固有の対応が上乗せされることは負担感が著しく増加し、リソースのひっ迫が想定。また、このスケジュールに対応するため、システム化等が必要になる場合、さらなるコスト増加につながる可能性もある。
- ・海外子会社・海外支店の多い当社では、現地監査のスケジュールの調整が必要になる。
- ・総会の日程を後ろ倒ししない限りは一体開示は有報の早期開示にほかならず、今の早期開示の要請や有報の開示拡充要請の中では現実的ではない。少なくとも早期開示

の緩和や開示内容の減少が必要と考える。そもそも有報を早期開示させることは誰の要請で、誰の何を真に満たすものなののかの議論が必要ではないか。

・<スケジュール関連>

これまで有価証券報告書にのみ記載されていた項目の作成や検討を、KAM も含めて 3 週間程度早めることになるため、限られた人員で対応することの実務負担感は大きい。一体開示や相違点見直しによって多少作業が軽減されるとても、有価証券報告書の提出が早まることにより、5 月においては決算承認及び総会議案の確定・計算書類の承認で少なくとも 2 回取締役会の開催が必要なところ、有報の提出が意思決定において取締役会承認・報告が必要となるのであれば役員スケジュールにも影響がある。実務レベルとしても、一本化した場合には、事業報告等の作成スケジュールで有価証券報告書（事業報告等よりも詳細な記述が求められる項目がある）を作成することとなり、ゴールデンウィークの業務負荷（休日勤務）が増大すること、また、経理部門は 4 月の決算作業から 1 カ月以上繁忙期が続き、負担が大きくなることも懸念がある。

上記社内事情に加えて、監査法人側のリソース調整も必要であり監査法人との調整についても大きな課題と感じている。仮に今後「一体開示」・「一本化」を監督省庁が要請する場合は、前もってスケジュールを公表し企業が準備に十分な時間を割けるよう申し入れていただきたい。

<作成プロセス・内容関連>

今後の必要な施策としては、AI を用いた開示作成が 1 つ考えられるが、現状、効率的かつ効果的な自動作成の見通しは立っていない。また、プロセス効率化だけでは安定的な作成プロセス構築に限界あり、そもそも一体開示・一本化における開示事項の削減についてもご検討いただきたい。その上で、一体開示で新たな開示フォーマットとなる場合には、当社としての記載・開示方法につき、作成プロセスも含めて検討が必要。

なお、事業報告の訂正の場合 Web 修正で済むところ、有報への一本化であると訂正報告書が必要となる場合には作業量が増大する可能性あり。

・税務申告の期限や株主総会の日程を後ろ倒ししないまま、有価証券報告書の作成・提出を早期化することは、実務上、非常に困難であると考える。

・「一体開示」「一本化」を目指すのであれば、経過措置終了後のサステナ開示を踏まえると、総会の後ろ倒しがないと実現しない。また、現状は、有価証券報告書に添付する内部統制報告書作成のための実務スケジュールが間に合わない。有報の早期開示等を目指すのであれば、総会の後ろ倒しによる負担軽減も検討に値する。

・総会後ろ倒しきず提出時期が早期化される負担増が他の負担軽減措置の効果

を上回ってしまうと考える。一部の開示項目は総会日以降の開示でも許容する形に変われば企業側の負担感は緩和されると思う（有価証券報告書の分割提出が認められる）。現状の有報の記載内容が踏襲されるのであれば、総会の3週間前までに有価証券報告書を作成・提出することは、株主総会の後ろ倒しを行わない限り非常に難しいと思う。また、英文同時開示の場合は、さらにスケジュールの前倒しが想定され課題感が大きい。その他としては、監査や非財務情報の第三者保証のスケジュールが現時点でも厳しい中で、さらに前倒しとなると相当程度の困難が伴うものと想定している。何よりも媒体毎の開示事項の整理が必要と考える。

- ・事業報告と有価証券報告書を一本化するなど、制度上・文書上の重複をなくし、開示事項を投資家にとって有用な情報に絞り込むことや、IT/デジタルツールを活用するなどにより、作成プロセスや内部レビューを効率化する対応を進めることで、株主総会の日程は維持したまま、有価証券報告書を早期提出することは、一定のハードルはあるものの、実現可能な取り組みであると考える。
 - ・一体開示や一本化で複数書類の整合性などを確認する手間は省略できるようになるが、一方で前倒しが要求されることにより、短期間で負荷をかけて開示業務を実施することとなり、全体としてはほとんど負荷減にならないのではないかと推測している。
 - ・これまでよりも短期間で開示業務を行うために結局現状と同レベルのリソースを確保する必要があると思われ、全体的な負担感は大きく変わらない可能性がある。
 - ・親会社単体及び連結の会社法監査実施後に、子会社の会社法監査が同一監査法人により行われる現状においては、その後の金商法監査の着手が遅くなり、そのために有価証券報告書の提出が前倒しできないのが実態となっている。監査の簡便化が必須と考える。
 - ・投資家にとって会社からの開示情報は、速報性を有する項目や株主総会における議決権行使のために確認する項目と、それ以外の項目に分かれるものと思うが、IFRSベースで網羅的に一律開示するのではなく、有用性・速報性の高い情報と、詳細・補足説明としての注記情報等を分けて、優先度に応じた段階的な開示となれば、早期作成・提出の実現につながるものと考える。
 - ・弊社では株主総会日が他社より早いこと、加えて米国上場に伴う英文開示（SEC提出書類：フォーム20-F）の対応も必要であることから、有価証券報告書の作成・提出が早まると、4月～5月の実務上の負担は極めて大きくなる。
- 有価証券報告書の項目全ての開示を3週間前倒しすることは現実的には困難であり、それに見合う開示の簡素化や、項目によって提出時期が段階的に設定されること（もしくは、開示資料の完全一致と、開示資料間の流用が可能な制度への変更）を強く希望する。

・有報は現時点において開示すべき項目のボリュームが非常に多いが、現在の潮流はあらゆる情報を有報に集約しようとしているように見受けられ、企業の作業負担はますます増加する傾向にある（女性活躍推進法や育介法に基づく従業員の状況開示、保証付きサステナビリティ情報開示、英文開示等）。早期可を実現するのであれば、法定開示の項目を絞ることも検討が必要と考える。

・決算期や基準日を現行のままとする前提において、総会の3週間前の有報提出を実現するためには、決算短信をはじめとする年度開示イベントのスケジュールの見直しや有報の作成・レビュー・監査・承認といったプロセス全体の早期化が必要となる。また、米国などの海外でも上場している企業においては、fair disclosureの観点で、英文開示も同様に前倒しを行う必要がある。そのような状況下において、提出時期を前倒しすることだけが目的とされると、従来同様の開示情報の品質・精度を確保することができるかどうか懸念が大きい。監査法人側の対応の可否も不透明である。

一体開示は、事業報告等のみで要請されていた開示事項を、有報に織り込むという発想のため、現状との比較で開示される情報量の差が無くならないのであれば（=ベン図のCの円の直径が小さくならない限り）、一体開示を行うことによる開示媒体が一つ減ることのみに伴う効果しか見込めない。一本化についても同様。但し、財務情報については会計システム上の財務データ以外の注記情報を広く収集する必要があること、非財務情報についてはそもそも今後開示や保証が本格導入されていくこと等を考慮すると、一体開示・一本化を行ったとしても、（総会日程の後倒しを行わずに）総会の3週間前に有報を提出することは、現状の実務スケジュールからは現実的ではない。

また、大幅な提出時期の早期化は、サステナビリティ開示による負荷増加とあいまって、財務情報とサステナ情報の同時開示が不可能となり、訂正報告書による二段階開示等の対応を余儀なくされることが想定され、開示の在り方に対する別の論点が生じると思われる。

有報の早期開示を実現するための負担軽減策としては、本質的には、財務情報及び非財務情報いずれについても、まずは開示項目（Cの直径）自体を縮減する方向を志向すべきだと思料。

・スケジュール前倒しには社内だけでなく監査法人のリソースも確保することが必要になる。将来的なサステナビリティ開示基準の適用も踏まえると現在のスケジュールでも対応が難しくなりつつある中、有価証券報告書に記載する情報の全てが議決権行使に必要だとは考えられず、単純な有価証券報告書の前倒しは提出会社の負担を不要に増加させると思われる。

・「一体開示」「一本化」いずれの場合であっても、現状の事業報告等に比べて情報

が拡充される。現状においても時限的人員的にタイトな状況である中、さらに負担は大きくなると考えられる。また、監査法人やディスクロージャー支援会社とのスケジュール調整も難航する可能性がある。さらに、弊社においては事業報告等の英訳を実施しているため、開示情報の量及び品質を維持するためにも、「一体開示」「一本化」いずれの場合も有価証券報告書の英訳を検討することと考えられる。有価証券報告書は事業報告等よりも情報が多いことから、英訳にも時間を要するため、負担がかかると考えられる。早期作成・提出を実現するためには、株主や投資家の意見も踏まえて真に早期開示が必要な項目のみに絞る等の負担軽減が必要と考えられる。

・当社はニューヨーク証券取引所に上場しているため、有報のみならず、20-F のファイリング日などについても要検討事項となる。具体的には、現状、有報・20-F を同日に提出しているが、有報の作成・提出時期が早まることになった場合、20-F の同日提出を行わない場合の影響調査やスケジュール・リソース調整も必要となる。

また、監査法人側のリソース調整に加え、米国基準の開示要件のアップデート対応や XBRL 関連の作業にも時間を要するため、それらのリソース・スケジュール調整も必要となる。

・おそらく、多くの会社は業務負荷分散のため、3-4 月で事業報告を作成し、5-6 月で有価証券報告書とコーポレートガバナンス報告書を作成しているのではないか。特に当社は、集中日を避けた20日前後に株主総会を開催しており、事業報告は非常にタイトなスケジュールで作成している。仮に、事業報告に有価証券報告書固有の開示情報を追加することになった場合、業務負荷の集中、サステナビリティ開示のための各種情報の収集時期などの観点から、6 月に株主総会を開催することは難しく、7 月開催を視野に入れせざるを得なくなる。昨今の開示情報の充実と早期開示の要請は相反する内容であり、そもそも開示すべき情報を絞ることなしに早期作成・提出の実現は困難と考える。

・有価証券報告書の作成・提出時期の早期化には実務上の負担感あり。また、2027年3 月期よりサステナビリティ開示基準への対応が必要となること、英文開示の対応もあり、早期化には課題あり。上記実務上の負担や課題の解決には、人員増や外部委託などの対応が必要となり、結果としてコスト増加、ひいては日本企業の国際競争力低下に繋がるおそれがあると考える。

・一体開示・一本化いずれの場合でも、有報を株主総会 3 週間前までに完成させる必要がある。しかし、現行の実務・体制を前提とすると、このスケジュール前倒しは極めて困難であり、実質的に「非現実的」であると考えている。

＜課題＞

・決算確定から書類提出までの期間が大幅に短縮される。特に連結子会社からの情

報収集や会計監査人のレビュー期間が圧縮される。

- ・総会準備との作業ピークが一層前倒しになる。招集通知、想定問答との並行作業負荷が増す。

<早期作成・提出に必要なこと>

- ・開示項目の大幅削減。早期作成・提出に必要なことの1つは「開示項目の大幅な削減」であり、大幅な削減なしには早期提出は困難。
- ・決算スケジュールの前倒し（子会社報告期限の短縮含む）
- ・会計監査手続の効率化・事前監査（プレレビュー）の強化
- ・社内体制の強化（人員増、プロジェクト管理）
- ・統合的開示システムの整備（DR・XBRL 対応の早期化）
- ・非財務情報の通期でのモニタリングと早期確定プロセス

なお、今回の多くの設問が“スケジュールを考慮せず”という前提になっているが、その前提で記載された“負担増”や“負担減”はスケジュール影響に比べると軽微な話であり、独り歩きしないようご配慮いただきたい。

・他、部会参考資料12（要望文書）に記載のある「効果検証」と「偏りのない検討」が求められている。

・有価証券報告書を株主総会前に開示する意義や必要性について、効果検証を含めて十分に議論が尽くされる必要がある。

・議決権行使する株主にとって株主総会前に開示されることが必要な情報について、偏りのない検討と共通認識の醸成が不可欠である。実際、各企業は総会前に IR・SR 等を通じて機関投資家が議決権行使のために必要な情報をできるだけ提供しようとしており、場合によってはリクエストに応じて法定を超えた情報を株主総会参考資料に掲載する等、投資家との良好（良質）なコミュニケーションのための各種工夫をしている。また、投資家側も膨大な情報量の有価証券報告書をひとつひとつ見て議決権行使している時間はないため、議決権行使に必要な情報は株主総会参考資料に記載してほしいと要望してくるケースもある。

・発行体企業と投資家とのより良好（良質）なコミュニケーションが目的であり、その手段を幅広く検討すべきであるので、「有価証券報告書の総会前開示」という一手段が所与のものとならないよう取り扱っていただきたい。

・単に有価証券報告書が株主総会前か後かという議論ではなく、議決権行使にあたって、具体的に現行制度でどの情報が不足しており、行使に支障がでているのかという点をクリアにし、その情報提供のあり方を幅広に議論すべきと考える。（これは8日に出された経団連コポガバ提言にも記載がある理解である。）

※もちろん、スケジュールに關係なく効率化スリム化することには異論ない。

・株主総会を後ろ倒ししない中で、有価証券報告書の提出だけを早めることは、実務上は極めて難しいものと考える。今後は、環境関連の報告も充実させていく流れの中で、従来の財務データと異なり、環境関連のデータは収集に時間がかかることが多い

く、有価証券報告書の作成スケジュールに関する課題は大きくなるものと考える。

また、弊社では、6月下旬の株主総会を前提とし、7月1日に全社的な人事異動を行っている。有価証券報告書の総会前提出にあたり、株主総会を後ろ倒しするかは、年間の人事サイクル（≒年間の事業サイクル）とも関係する問題となり、総合的な検討が必要になるものと考える。

以 上